

地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程

	平成24年	4月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	平成28年	3月22日	
改正	平成28年	4月	1日
改正	平成29年	4月	1日
改正	平成30年	4月	1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構職員就業規則(以下「就業規則」という。)に基づき、職員(臨時職員及び再雇用職員を除く。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料並びに家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第3条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、特殊勤務手当(臨時的に支払われるものを除く。以下この条において同じ。)、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1年度に係る勤務時間(その年度の総日数から地方独立行政法人府中市病院機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)に規定する週休日及び休日を除いた日数に係る勤務時間を基礎として、理事長が定める勤務時間をいう。)で除して得た額とする。ただし、給与の減額を行う場合及び理事長が別に定める場合における勤務1時間当たりの給与額の算出には、特殊勤務手当の額は参入しないものとする。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 職員が正規の勤務時間中勤務しないことにつき理事長の承認があった場合でも、事情によっては理事長が定める基準により、給与額を減額することができる。

3 前2項の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給与額が給料から差し引くことができ

ないときは、この規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

(端数計算)

第5条 第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときにこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときにこれを1円に切り上げるものとする。

2 給料を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとにそれぞれ集計した時間数)の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

(控除)

第6条 この規程に基づく給与は、法律により特に認められた場合を除き、現金で支給しなければならない。ただし、労使協定に基づき決定したものについては、毎月支給する給与から控除することができる。

2 給与は、労使協定に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料)

第7条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当、医師確保手当、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、役職手当、初任給調整手当及び賞与を除いた額とする。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表(別表第1)
- (2) 医療職給料表(一)(別表第2)
- (3) 医療職給料表(二)(別表第3)
- (4) 医療職給料表(三)(別表第4)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、別表第5に定める級別標準職務表のとおりとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が定める基

準に従い決定する。

- 2 職員を昇格（職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。
- 3 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員については57歳を超える職員）を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員が属する職務の級の最高号給に達したときは、同一の職務の級にある間は昇給しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、その職員の属する職務の級の最高号給を超えて昇給させることができる。
- 7 前項ただし書の場合において、最高号給を超える号給及びその額の設定については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 最高号給を超える最初の号給の額は、最高号給に、最高号給とその1号給下位の号給との間差額（以下「最終間差額」という。）を加えた額とする。
 - (2) 前号を超える号給の額は、それぞれその1号下位の号給に最終間差額を加えた額とする。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給料の支給方法）

第10条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。ただし、特に必要がある場合には、月の期間の間において給与期間を短縮することができる。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日をいう。以下同じ。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日に支給する。
- 3 特別の事情があるときは、前項の規定にかかわらず、その月内において支給日を変更し、又は2回以上に分割して支給することができる。

第11条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によつて計算する。

（給料の日割計算）

第12条 職員が、給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例（平成14年府中市条例第1号）に基づき府中市から派遣され、又は派遣後府中市に復帰した場合
- (3) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により復職した場合
- (4) 停職にされ、又は停職の終了により復職した場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合

（家族手当）

第13条 家族手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

3 家族手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間のある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のい

ずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合
- 2 家族手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、家族手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、家族手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 家族手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、家族手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、家族手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、家族手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における家族手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定を除く。）及び家族手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る家族手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第2に掲げる程度の身体障害のため、歩行することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び前号の規定に該当する職員を除く。）
- 2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の表の各号の区分に従い当該各号に定める額とする

通勤距離	自動車等
1 片道2キロメートル以上5キロメートル未満のもの	2,000円
2 片道5キロメートル以上10キロメートル未満のもの	4,200円
3 片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの	7,100円
4 片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの	10,000円
5 片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの	12,900円
6 片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの	15,800円

7 片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの	18,700円
8 片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの	21,600円
9 片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの	24,400円
10 片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの	26,200円
11 片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの	28,000円
12 片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの	29,800円
13 片道60キロメートル以上	31,600円

4 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員で、住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離が片道2キロメートル以上であるものには、第2項に規定する額に、前項の表各号に掲げる区分に従い当該各号に定める額を加算して支給する。この場合において前項の表中「通勤距離」とあるのは、「住居又は勤務場所から交通機関を利用するまでの間の距離」と読み替えるものとする。

5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他特別な事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（住宅手当）

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料の職員用宿舎を貸与され、それに対する使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、その家賃の額に応じ、次表に定めるとおり住宅手当を支給する。

家賃月額	住宅手当支給額
12,000円以下	支給なし

12,000円を超え15,000円以下	3,000円
15,000円を超え23,000円以下	家賃－12,000円
23,000円を超え55,000円以下	(家賃－23,000円)÷2(100円未満切捨て)+11,000円
55,000円を超える	27,000円

- 2 次条の規定により別居手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料の職員用宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるものについては、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の月額の住宅手当を支給する。
- 3 第1項に規定する職員のうち前項に規定する職員でもあるものについては、第1項の規定により支給される住宅手当及び前項の規定により支給される住宅手当の合計額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（別居手当）

第17条 別居手当は、次の各号のいずれにも該当する職員に支給する。

- (1) 住居の移転に伴い、同居していた配偶者と別居することとなった場合（ただし、父母の疾病その他やむを得ない事情による別居に限る。）
- (2) 通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして前項の別居を行わなければならない通勤が困難である場合
- 2 別居手当の月額は、20,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、18,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、別居手当の支給の調整に関する事項その他別居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 特殊勤務手当は、職員が特殊な勤務に従事する場合において、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の

支給に関し必要な事項は、地方独立行政法人府中市病院機構職員特殊勤務手当規程で定める。

(医師確保手当)

第19条 病院に勤務する医師に対し、病院への貢献度、医療技術等を勘案し、月額350,000円を限度として医師確保手当を支給することができる。

2 医師確保手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(連携協力手当)

第20条 病院に勤務する医師で法人が運営する他の病院で行う診療、手術等に協力した者に対して、日額20,000円を支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務

100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全期間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 勤務時間等規程第9条第1項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第22条 職員には正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日は、次に掲げるものとする。ただし、第1号に規定する休日にあつて、当該休日に代わる日として第2号に規定する休日を指定した場合は、この限りでない。

(1) 勤務時間等規程第7条に規定する休日(勤務時間等規程第3条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつて、当該休日と同規程第6条の規定に基づく週休日に当たるときは、週休日に当たる祝日法第3条に規定する休日の直後の正規の勤務日

(2) 勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、同規程第7条に規定する休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日(以下「休日の代休日」という。)

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、職員が任命権者の命により宿日直勤務に服した場合において、その勤務回数に応じてこれを支給する。

2 前項の宿日直手当の額は、その勤務1回につき次の区分による額以内とする。

区分		金額
医師	宿直及び日直	18,200円
	宿直及び日直 (週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合)	20,000円
その他の職員	宿直及び日直	6,100円

備考

1 勤務時間が5時間未満の場合は、それぞれの区分の金額について半額とする。

2 宿日直手当の額が同種の職にある者に対して支給される労働基準法(昭和22年法律第49号)第37条の割増賃金の基礎となる賃金の1人1日平均

額の3分の1を下回る場合は、当該3分の1の金額とする。

3 住込勤務その他連続して宿日直勤務に服する場合の宿日直手当の額は、前各項の規定にかかわらず、予算の範囲内において月額を定めて支給する。

4 第1項の勤務は、第21条、第22条第2項及び第23条第1項の勤務には含まれないものとする。ただし、災害の発生その他により第1項の勤務以外の勤務に服すべきことを命じた場合は、この限りでない。

(役職手当)

第25条 職員のうち別表第6に掲げる職員の職に対し、その職務の特殊性に基づき同表に掲げる額を役職手当として支給する。

2 前項に定める役職手当は、職員がその職にある期間に限り支給する。ただし、月の1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

3 前2項に定めるもののほか、役職手当の支給については、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第26条 新たに職員として採用する者で、必要のあるものに対し、初任給の調整額として、初任給調整手当を支給することができる。

2 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(賞与)

第27条 賞与は、法人の業績が特に良好と認められる場合に、理事長が定める基準日に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対し支給する。

2 賞与の支給基準、支給額、支給日その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(手当の支給方法)

第28条 家族手当、通勤手当、住宅手当、別居手当、特殊勤務手当（臨時的に支払われるものを除く。）、医師確保手当、役職手当及び初任給調整手当は、当月分を当月に支給する。

2 特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、連携協力手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌月に支給する。

3 手当の支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、前2項の規定にかかわらず、その日後に支給することができる。

4 手当は、他に特別の定めがあるものを除くほか、第10条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。

(休職者の給与)

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給することができる。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その期間が満1年に達するまではその者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、家族手当、住宅手当及び賞与のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(給料等の訂正)

第30条 職員の届出の遅れ等により過払いが生じた場合は、原因の発生日まで遡って是正する。ただし、職員に瑕疵がなく、給料等の決定段階で誤りがあった場合で、理事長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(補則)

第31条 この規程の規定により難い職員の給与については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(法人移行職員に係る給与の決定)

2 施行日において、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定の適用を受けた職員(以下「法人移行職員」という。)に適用する給料表の職務の級及び号給は、法人移行職員が施行日の前日に受けていた給料表の職務の級及び号給に相当する職務の級及び号給又はその1号上位の号給とする。

3 施行日以後最初に行われる法人移行職員に対する昇給、昇格及び降格に係る規定の適用に当たっては、施行日の前日までの府中市職員としての在職期間、勤務成績等を、法人職員としての在職期間、勤務成績等とみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、他の職員との均衡上必要があると認められる法人移行職員については、理事長の承認を得てその者の給料を調整することができる。

5 施行日前に府中市において行われた法人移行職員の扶養手当、通勤手当及び住

居手当に係る認定については、法人において行った家族手当、通勤手当及び住宅手当とみなす。

- 6 平成24年4月に支給される特殊勤務手当（臨時的に支払われるもの）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額の算定に当たっては、平成24年3月の府中市職員としての勤務実績を、法人職員としての勤務実績とみなす。

（派遣等職員の給与）

- 7 公益的法人等への府中市職員の派遣等に関する条例に基づき、府中市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定により算定した額を法人が支給する。ただし、府中市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年府中市条例第16号）その他府中市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を下回るときは、その差額を法人が支給する。

（出向職員の給与）

- 8 広島県厚生農業協同組合連合会（以下この項において「厚生連」という。）と法人との契約に基づき、厚生連から法人に出向する職員の給与については、別に定める。

附 則（平成27年3月24日理事会議決）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（切替日以後、新たに再任用職員となる職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月22日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則（平成28年3月22日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月28日理事会議決）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日理事会議決）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

事務職給料表

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200

31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	

68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			

105		297,900	346,400			
106		298,200	346,800			
107		298,600	347,200			
108		298,900	347,600			
109		299,100	348,100			
110		299,500	348,500			
111		299,900	348,800			
112		300,200	349,100			
113		300,300	349,600			
114		300,600				
115		300,900				
116		301,300				
117		301,500				
118		301,700				
119		302,000				
120		302,300				
121		302,700				
122		302,900				
123		303,200				
124		303,500				
125		303,800				

備考 この給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、非常勤（短時間勤務を含む。）の職員、臨時的に雇用される職員など他の規程に定めのある職員を除く。

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(一)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	303,800	343,100	408,000	524,000
2	307,000	346,300	410,900	526,200
3	310,100	349,500	413,800	528,400
4	313,200	352,700	416,700	530,600
5	316,200	355,900	419,600	532,800
6	320,100	359,400	422,400	535,300
7	324,000	362,900	425,200	537,800
8	327,900	366,400	428,000	540,300
9	331,800	369,600	430,600	542,800
10	334,800	373,500	433,300	545,200
11	337,700	377,400	436,000	547,600
12	340,700	381,300	438,700	550,000
13	343,400	385,100	441,300	552,200
14	346,700	388,000	443,900	554,500
15	349,800	390,900	446,500	556,800
16	352,900	393,800	449,100	559,100
17	355,700	396,700	451,500	561,200
18	358,600	399,600	454,100	563,500
19	361,700	402,500	456,700	565,800
20	364,900	405,300	459,300	568,100
21	367,900	408,000	461,700	570,400
22	371,500	410,700	464,100	572,400
23	374,700	413,500	466,500	574,400
24	378,400	416,200	468,900	576,400
25	382,000	418,600	471,100	578,400
26	384,700	421,300	473,400	581,000
27	387,500	423,900	475,600	583,500
28	390,200	426,600	477,900	586,100
29	393,100	429,000	480,200	588,700
30	395,700	431,500	482,400	591,000

31	398,300	433,900	484,600	593,300
32	400,700	436,400	486,800	595,600
33	402,900	438,500	488,800	597,500
34	405,200	440,900	490,900	599,800
35	407,400	443,200	493,000	602,100
36	409,700	445,600	495,100	604,400
37	412,000	447,200	497,200	606,500
38	414,100	449,600	499,300	608,600
39	416,100	452,000	501,400	610,700
40	418,200	454,300	503,500	612,800
41	420,200	456,300	505,600	614,600
42	422,100	458,600	507,600	616,600
43	423,900	460,800	509,600	618,600
44	425,900	463,100	511,600	620,600
45	427,800	465,300	513,400	622,300
46	429,800	467,600	515,200	624,100
47	431,800	469,900	517,100	626,000
48	433,800	472,100	519,000	627,900
49	435,600	474,100	520,700	629,500
50	437,400	476,200	522,500	631,400
51	439,100	478,300	524,300	633,300
52	440,900	480,400	526,100	635,200
53	442,800	482,500	527,800	636,600
54	444,600	484,300	529,600	638,400
55	446,400	486,100	531,400	640,200
56	448,100	487,900	533,200	642,000
57	449,900	489,600	534,800	643,500
58	451,600	491,400	536,600	645,100
59	453,400	493,200	538,300	646,600
60	455,200	495,000	540,100	648,200
61	457,100	496,600	541,700	649,400
62	458,300	498,300	543,300	651,000
63	459,500	500,100	544,700	652,400
64	460,700	501,900	546,300	654,000
65	461,900	503,500	547,800	655,400
66	462,900	504,800	549,200	656,900
67	463,900	506,100	550,600	658,400

68	464,900	507,400	551,900	659,800
69	465,700	508,500	553,100	661,000
70	466,400	509,800	554,100	662,500
71	467,100	511,100	555,100	664,000
72	467,800	512,400	556,100	665,500
73	468,500	513,400	557,100	666,900
74	469,200	514,200	558,000	668,400
75	469,900	515,000	558,900	669,900
76	470,600	515,800	559,800	671,400
77	470,900	516,700	560,600	672,700
78	471,600	517,500	561,500	674,100
79	472,300	518,400	562,400	675,500
80	473,000	519,200	563,300	676,900
81	473,400	520,100	564,200	678,100
82	474,000	521,000	565,100	679,500
83	474,700	521,700	566,000	680,900
84	475,400	522,600	566,700	682,100
85	475,800	523,500	567,600	683,300
86	476,400	524,300	568,500	684,600
87	477,000	525,200	569,400	685,900
88	477,500	526,100	570,300	687,200
89	478,100	526,900	571,200	688,500
90	478,600	527,800	572,500	689,800
91	479,100	528,700	573,800	691,100
92	479,600	529,400	575,100	692,400
93	480,000	530,200	576,300	693,600
94	480,600	531,100	577,500	694,900
95	481,000	532,000	578,700	696,200
96	481,500	532,900	579,900	697,500
97	482,000	533,700	581,100	698,600
98	482,600	534,600	582,300	699,900
99	483,200	535,500	583,500	701,200
100	483,600	536,400	584,700	702,500
101	484,100	537,200	585,900	703,500
102	484,700	538,100	587,100	704,800
103	485,300	539,000	588,300	706,100
104	485,900	539,900	589,500	707,400

105	486,400	540,700	590,500	708,400
106			591,700	
107			592,900	
108			594,100	
109			595,200	
110			596,400	
111			597,600	
112			598,800	
113			599,800	
114			601,000	
115			602,200	
116			603,400	
117			604,400	
118			605,600	
119			606,800	
120			608,000	
121			609,000	
122			610,200	
123			611,400	
124			612,600	
125			613,800	
126			615,000	
127			616,200	
128			617,400	
129			618,500	
130			619,700	
131			620,900	
132			622,100	
133			623,200	

備考 この給料表は、病院に勤務する医師に適用する。

別表第3(第8条関係)

医療職給料表(二)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300
2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800
8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000
9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800
10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900
11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100
12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200
13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700
14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700
15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600
16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600
17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500
18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500
19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500
20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500
21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300
22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300
23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400
24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500
25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900
26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700
27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500
28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200
29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000
30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500

31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100
32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800
33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100
34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400
35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700
36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900
37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000
38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200
39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300
40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400
41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	

68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000
86		289,100	325,000	345,900	
87		289,300	325,200	346,200	
88		289,500	325,600	346,500	
89		289,900	326,000	346,900	
90		290,100	326,400	347,200	
91		290,300	326,800	347,600	
92		290,500	327,200	347,900	
93		290,900	327,500	348,300	
94		291,100	327,700	348,600	
95		291,300	328,100	348,900	
96		291,600	328,400	349,200	
97		292,000	328,600	349,500	
98		292,300	328,900	349,900	
99		292,500	329,200	350,300	
100		292,800	329,500	350,700	
101		293,100	329,700	351,200	
102		293,300	330,000	351,600	
103		293,500	330,400	352,000	
104		293,800	330,600	352,400	

105		294,100	330,700	352,900		
106			331,000			
107			331,400			
108			331,600			
109			331,800			
110			332,200			
111			332,600			
112			333,000			
113			333,200			

備考 この給料表は、病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士及び栄養士に適用する。

別表第4(第8条関係)

医療職給料表(三)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000	329,500
2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800	331,600
3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600	333,600
4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500	335,800
5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300	337,800
6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100	339,900
7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000	342,100
8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800	344,200
9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700	345,700
10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600	347,700
11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400	349,600
12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300	351,600
13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900	353,600
14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500	355,700
15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300	357,800
16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100	359,800
17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900	361,800
18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500	363,800
19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200	365,900
20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900	368,000
21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300	369,700
22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800	371,800
23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300	373,900
24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800	375,900
25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300	377,900
26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700	379,500
27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200	381,400
28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800	383,300
29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000	385,100
30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500	386,800

31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900	388,700
32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400	390,500
33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000	392,200
34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500	393,900
35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100	395,700
36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600	397,400
37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300	399,000
38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900	400,700
39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400	402,500
40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000	404,300
41	224,900	249,500	286,900	313,700	350,200	405,800
42	226,300	250,400	288,400	315,100	351,700	407,300
43	227,700	251,300	289,900	316,500	353,200	408,800
44	229,100	252,200	291,500	318,000	354,600	410,100
45	230,300	253,000	292,800	318,900	356,200	411,200
46	231,700	254,000	294,200	320,300	357,200	412,300
47	233,000	254,900	295,700	321,700	358,700	413,400
48	234,300	255,900	297,200	323,200	360,000	414,600
49	235,300	256,900	298,400	324,300	361,400	415,900
50	236,400	258,100	299,700	325,700	362,800	417,000
51	237,400	259,300	300,900	327,000	364,100	418,200
52	238,500	260,500	302,300	328,300	365,500	419,300
53	239,600	261,600	303,700	329,700	367,000	420,500
54	240,700	263,100	305,000	331,100	368,200	421,500
55	241,700	264,500	306,400	332,500	369,300	422,600
56	242,700	265,900	307,800	333,800	370,500	423,700
57	243,500	267,500	308,700	334,700	371,600	424,800
58	244,500	269,100	309,900	336,000	372,500	425,300
59	245,200	270,600	311,100	337,200	373,500	425,900
60	246,200	272,100	312,500	338,500	374,500	426,300
61	247,100	273,500	313,600	339,600	375,100	426,900
62	248,100	275,000	314,900	340,500	375,900	427,400
63	248,900	276,500	316,200	341,700	376,700	427,800
64	249,900	277,800	317,400	343,000	377,500	428,300
65	250,800	279,300	318,700	344,100	378,200	428,900
66	251,800	280,800	320,000	345,300	378,900	429,300
67	252,900	282,300	321,300	346,500	379,700	429,600

68	253,800	283,800	322,600	347,600	380,400	429,900
69	254,600	284,900	323,300	348,600	381,000	430,300
70	255,700	286,400	324,400	349,600	381,600	
71	256,800	287,900	325,500	350,700	382,300	
72	258,000	289,300	326,400	351,800	382,900	
73	259,400	290,400	327,700	352,600	383,600	
74	260,700	291,800	328,400	353,700	384,100	
75	262,000	293,000	329,500	354,800	384,700	
76	263,200	294,300	330,700	355,900	385,200	
77	264,200	295,700	331,800	356,600	385,600	
78	265,300	297,000	333,000	357,400	386,200	
79	266,600	298,200	334,100	358,200	386,700	
80	267,800	299,500	335,300	358,900	387,000	
81	268,800	300,100	336,400	359,500	387,300	
82	269,800	301,300	337,500	360,000	387,800	
83	270,900	302,400	338,500	360,600	388,200	
84	272,000	303,600	339,600	361,100	388,500	
85	272,800	304,700	340,500	361,700	388,800	
86	273,700	305,900	341,500	362,200	389,300	
87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800	
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200	
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500	
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900	
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400	
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800	
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200	
94	281,400	314,600	348,000	366,000		
95	282,300	315,300	348,700	366,400		
96	283,300	315,900	349,300	366,700		
97	284,000	316,600	349,700	367,300		
98	284,800	316,900	350,100	367,800		
99	285,400	317,500	350,600	368,300		
100	286,300	318,200	351,000	368,800		
101	287,100	318,600	351,500	369,400		
102	287,900	319,200	351,900	369,900		
103	288,700	319,800	352,400	370,400		
104	289,500	320,400	352,800	370,800		

105	290,200	320,800	353,100	371,400
106	290,700	321,300	353,600	371,900
107	291,200	321,800	354,000	372,400
108	291,700	322,300	354,300	372,900
109	291,900	322,700	354,800	373,500
110	292,200	323,100	355,300	373,900
111	292,400	323,400	355,800	374,400
112	292,800	323,700	356,300	374,900
113	293,100	324,100	356,800	375,500
114	293,300	324,500	357,300	
115	293,700	324,900	357,800	
116	294,000	325,200	358,200	
117	294,300	325,400	358,600	
118	294,600	325,700	359,000	
119	294,900	326,100	359,500	
120	295,300	326,300	360,000	
121	295,600	326,500	360,400	
122	296,000	326,800	360,900	
123	296,300	327,100	361,400	
124	296,700	327,400	361,900	
125	296,900	327,600	362,200	
126	297,100	327,900		
127	297,400	328,300		
128	297,800	328,500		
129	298,000	328,600		
130	298,300	328,900		
131	298,700	329,300		
132	299,100	329,500		
133	299,300	329,800		
134	299,600	330,200		
135	300,000	330,600		
136	300,300	331,000		
137	300,500	331,300		
138	300,800	331,700		
139	301,200	332,100		
140	301,500	332,500		
141	301,700	332,800		

142	302,100	333,200			
143	302,500	333,500			
144	302,800	333,900			
145	302,900	334,200			
146	303,200	334,600			
147	303,500	335,000			
148	303,900	335,400			
149	304,100	335,700			
150	304,300	336,100			
151	304,600	336,500			
152	304,900	336,900			
153	305,300	337,200			
154	305,500				
155	305,700				
156	306,000				
157	306,300				
158	306,600				
159	306,900				
160	307,200				
161	307,600				
162	307,900				
163	308,200				
164	308,500				
165	308,900				
166	309,200				
167	309,500				
168	309,800				
169	310,200				

備考 この給料表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第5（第8条関係）

級別標準職務表

	級	代表的な職
事務職	1・2級	主事等
	3級	主任主事等
	4級	主任等
	5級	係長等
	6級	課長等
	7級	事務長等
医療職（一）	1級	医員等
	2級	医長、医員等
	3級	副院長、医長等
	4級	院長等
医療職（二）	1～4級	薬剤師等
	5級	主任等
	6級	科長等
医療職（三）	1～3級	看護師等
	4級	主任等
	5級	看護師長等
	6級	総看護師長等

備考 理事長が特に必要と認めたときは、上位又は下位の級に決定することができる。

別表第6（第24条関係）

役職手当額表

役職名	支給月額
院長	160,000円
副院長	100,000円
医長	70,000円
医員	50,000円
総看護師長	40,000円
看護師長、科長、施設科長、室長（事務局及び地域医療連携室に限る。）	35,000円
主任（医療職（二）及び医療職（三）の給料表を適用する者に限る。）	15,000円
事務長（事務局長兼務者）	50,000円

事務長（事務局次長兼務者）、課長	40,000円
主幹	35,000円
係長	15,000円